

定款変更 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(預託金)</p> <p>第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。</p> <p>2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。</p> <p>3 預託金は、会員が<u>第18条各号の一</u>に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第13条～第17条の2 (略)</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) <u>会員である個人が死亡したとき</u></p> <p>(3) <u>金融先物取引業を廃止したとき</u></p> <p>(4) <u>合併により消滅したとき</u></p> <p>(5) <u>解散したとき</u></p> <p>(6) <u>分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき</u></p> <p>(7) <u>金融先物取引業の全部を譲渡したとき</u></p> <p>(8) <u>法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき</u></p> <p>(9) 除名されたとき</p> <p>(削 る)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(預託金)</p> <p>第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。</p> <p>2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。</p> <p>3 預託金は、会員が<u>第18条第1項各号の一</u>に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第13条～第17条の2 (略)</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。</p> <p>(1) 退会したとき</p> <p>(2) <u>会員たる資格を喪失したとき</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(3) 除名されたとき</p> <p>2 <u>前項第2号に規定する会員たる資格を喪失したときとは、次の各号の一に掲げる場合とする。</u></p>

定款変更 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>(会員の処分)</p> <p>第19条 <u>本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に対し、処分を行うことができる。</u></p> <p>(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき</p> <p>(2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき</p> <p>(3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき</p> <p>(4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき</p> <p>2 <u>前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員の権利の停止若しくは制限又は除名とする。</u></p> <p>3 <u>第2項に規定する過怠金の額は、1億円を上限とする。ただし、第1項第3号の違反が</u></p>	<p>(1) <u>会員が法第29条の4第1項各号の一に該当することとなったとき</u></p> <p>(2) <u>会員が法第50条の2第1項各号の一に該当することとなったとき</u></p> <p>(3) <u>会員が法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき</u></p> <p>(会員の処分)</p> <p>第19条 <u>本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員に弁明の機会を与えた上、該当する以下の各手続を経て以下のそれぞれの処分を行うことができる。</u></p> <p><u>譴責又は1億円以下の過怠金の賦課 理事会の決議</u></p> <p><u>6月以内の会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議(出席理事の3分の2以上の同意を必要とする。)</u></p> <p><u>除名 第25条第2項第1号の規定による決議</u></p> <p>(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき</p> <p>(2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき</p> <p>(3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき</p> <p>(4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

定款変更 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p><u>重大なものであって、かつ、市場の信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額(損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。)が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。</u></p> <p><u>5 第1項に規定する処分を行うにあたっては、当該会員に弁明の機会を与えた上で、前項に掲げる処分の種類に応じ、以下の各号に定める手続を経るものとする。</u></p> <p><u>(1) 譴責又は過怠金の賦課 理事会の決議</u></p> <p><u>(2) 第3項ただし書き又は前項の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課による処分及び会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議(出席理事の3分の2以上の同意又は定款第36条に規定する一般法人法第96条の要件を満たすことを必要とする。)</u></p> <p><u>(3) 除名 第25条第2項第1号の規定による総会の決議</u></p> <p><u>6 第2項に規定する会員の権利の停止又は制限の期間は、6か月以内とする。</u></p> <p><u>7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。</u></p> <p><u>8 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。</u></p> <p><u>9 会員は、第1項の処分の通知が到達した日</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>前項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。</u></p> <p>3 <u>会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p>

定款変更 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p><u>から10日以内に、第41条の2に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。</u></p> <p>10 <u>この条の手續に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。</u></p> <p>第19条の2～第21条（略）</p> <p>（特別参加者への規定の準用等）</p> <p>第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、<u>第18条第1号、第4号、第5号及び第9号並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者に準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第23条～第24条の2（略）</p> <p>（決議）</p> <p>第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>（1）<u>第19条第5項第3号に規定する会員の除名</u></p> <p>（2）第32条に規定する監事の解任</p>	<p>（新 設）</p> <p>第19条の2～第21条（略）</p> <p>（特別参加者への規定の準用等）</p> <p>第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、<u>第18条中第2項第2号及び第3号を除く各項並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者に準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第23条～第24条の2（略）</p> <p>（決議）</p> <p>第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>（1）<u>第19条第1項に規定する会員の除名</u></p> <p>（2）第32条に規定する監事の解任</p>

定款変更 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>第26条～第30条 (略)</p> <p>(役員任期)</p> <p>第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する<u>通常総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>通常総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。</u></p> <p>5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>6 理事又は監事に欠員を生じた時は、<u>後任者を新たに選任する</u>。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めるときは、<u>後任者の選任</u>を行わないことができる。</p> <p>第32条～第38条 (略)</p> <p>第7章 <u>顧問、委員会、事務局等</u></p>	<p>第26条～第30条 (略)</p> <p>(役員任期)</p> <p>第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>総会</u>の終結の時までとする。</p> <p>3 <u>補欠若しくは増員として選任された理事の任期は、それぞれ前任者の任期の満了する時まで若しくは選任後に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠若しくは増員として選任された監事の任期は、それぞれ前任者の任期の満了する時まで若しくは選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。</u></p> <p>5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>6 理事又は監事に欠員を生じた時は、<u>これを補充する</u>。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めるときは、<u>補充選任</u>を行わないことができる。</p> <p>第32条～第38条 (略)</p> <p>第7章 <u>顧問、委員会、あっせん委員及び事務局</u></p>

定款変更 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>第39条～第41条 (略)</p> <p>第7章の2 不服審査会</p> <p><u>(不服審査会)</u></p> <p>第41条の2 <u>本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により、不服審査会を設けることができる。</u></p> <p><u>2 不服審査会は、委員長及び委員をもって構成する。</u></p> <p><u>3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。</u></p> <p><u>4 前項までに定めるもののほか、不服審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、協会規則をもって定める。</u></p>	<p>第39条～第41条 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第42条～第52条 (略)</p> <p>附則 この定款変更は、総会の決議（平成29年3月28日）を経て平成29年6月23日から施行する。</p>	<p>第42条～第52条 (略)</p>